

平成27年7月吉日

- ・遺産分割の紛争実務を知り、業務に活かしたい
- ・紛争案件でのお客様への対応法を確認したい
- ・依頼者や相談者に紹介できる弁護士を探している



弁護士法人
新潟第一法律事務所
Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

理事長 弁護士 和田 光弘
新潟市中央区新光町10-2-7階

【お問合せ・お申込先】

電話 0120-15-4640
新潟・燕三条・長岡・新発田・上越

・・・など、日常業務に追われてしまい、なかなか学びの時間が持てない方に、ご参加をオススメします

「若手士業と士業スタッフのための相続講座」

～遺産分割の紛争処理を学ぶ～

拝啓 向暑の候、皆様方におかれましては、ますますご清祥の事と存じます。

さてこの度、当事務所では、新潟県内で活動される若手士業の先生方、士業事務所にお勤めのスタッフの皆様向けの勉強会（セミナー）を企画致しましたので、ご案内させていただきます。

相続税の申告や相続登記の業務を取り扱う場合などに、遺産分割や遺留分の問題を巡って、相続人間にトラブルが生じていることは少なくありません。そのような紛争に対して、基本的な知識に基づき適切なアドバイスし、必要に応じて、大切なお客様を法律事務所に取り次ぐことができる体制を整えておくことは、士業事務所のサービス向上のために大切なことです。

そこで、当事務所の若手弁護士が、遺産分割等の紛争処理や士業として知っておきたい弁護士の代理人活動の仕組みなど、基本的な実務知識についてお伝えします。

参加ご希望の方は、本用紙に所定事項を記入の上、FAXにて7月27日（月）までにお申込み下さい（先着20名様限定）。なお、参加費は当日、会場にて申し受けます。 敬具

<講師> 弁護士 小林 優介（新潟事務所所属）

<日時> 平成27年7月28日（火） 午後3時～4時30分

<会場> 技術士センタービルI-8階 中会議室

新潟市中央区新光町10-2（県庁近く）＊駐車場あり

<対象者> ① 税理士・司法書士・行政書士などの相続に関わる若手士業の皆様

② 上記士業の事務所スタッフ(事務員)の皆様

<参加費> 2,000円（税込）お二人目からは1,000円

FAX（025）280-1552【若手士業と士業スタッフのための相続講座申込用紙】

事務所名	参加者氏名（士業の方は士業名）		
住所	（〒 - ）		
質問事項等			
電話		FAX	

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ [今後も案内を送ってよい ・ 今後の案内は不要]